を改正する条例をここに公布する。 奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行 の特例に関する条例 \mathcal{O} 部

平成三十一年三月二十二日

奈良県知事 荒 井 正

吾

奈良県条例第三十七号

奈良県教育委員会の 部を改正する条例 職務権限に属する事務の管理及び 執行 \mathcal{O} 例 に 関す る条例 \mathcal{O}

二十年三月奈良県条例第四十六号) 奈良県教育委員会の職務権限 に属する事務の \mathcal{O} 一部を次のように改正する。 管理及 Ţ 執行 0 特例 に関する条例 平成

次の一号を加える。 本則第二号中「文化財の保護に関すること」 を「次号に掲げるも \mathcal{O} に 改 め、 本 剘

三 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 事務の 行することとなる事務に係るものは、 げる事務に係る法令、 \mathcal{O} より奈良県教育委員会がした処分その この 行為とみなす。 の条例の 管理及び執行の 条例の施行の 施行の日 際この (以下 条例又は教育委員会規則 特例 条例に に関する条例 「施行日」 よる改正後 という。 施行日以後におい 他の行為のうち現にその効力を有するもので、 以下 \mathcal{O} 奈良県教育委員会の職務権限 以下 「新条例」という。 以後におい 「法令等 ては、 て知事が管理し、 知事のした処分その他 と $\overline{}$ いう。 本則第三号に掲 \mathcal{O} に属 及び 規定に する 執
- 3 た申請その 執行することとなる事務に係るも 員会に対してなされた申請その他の行為で、 施行日前に新条例本則第三号に掲げる事務に係る法令等 他の行為とみなす。 \mathcal{O} は、 施行 施行日以後にお 日以後におい ては \mathcal{O} 規定に ٧١ 7 知事 知事に対してなされ より が管理 奈良県教育委 及び

(奈良県附属機関に関する条例の一部改正)

4 ように改正する。 奈良県附属 機関 に 関する条例 昭 和二十八年三月奈良県条例第四号) \mathcal{O} 部を次 \mathcal{O}

のように 別 表 知事の部未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金審査委員会の項の次に次 加える。

推進会議 奈良県文化財保護体系 認定会議 奈良県文化財保存活用 文化財保護 保存及び活用 に関する事務 に関する事項に \mathcal{O} 体 \mathcal{O} 系に関する重要事 必 0 要性等 1 7 \mathcal{O} 審査に関 \mathcal{O} あ る 県 項 す 内 る事 E \mathcal{O} 文化 0 務 11 財 て \mathcal{O} \mathcal{O} 審議 認定

県文化財保護体系推進会議の項を削る。 別表 知 事 \mathcal{O} 部 · 奈良県文化財保存活用認定会議 \mathcal{O} 項を削 り、 同 表教育委員会 \mathcal{O} 部奈良

(奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

5 部 を次のように改正する。 奈良県事務処理の特例に 関する条例 (平成十二年三月奈良県条例第三十四号) \mathcal{O}

る 同 第一条中 条第一 項 「第五十五条第一項」 に改め、 「及び教育委員会」 を 「第五十五条第十項 を削る。 \mathcal{O} 規定により かなし て適用 す

第四条及び第五条を削る。

る。 め 二十八の項までを十三の項から二十九の項までとし、 項を三十二の 別表第一中三十三の 同 項を同表の三十 項とし、 項を三十四 同表の三十の項事務の 一の項とし、 \mathcal{O} 項とし、 同表中二十九の 欄中 三十二の項を三十三の 二十九の 項を三十の項とし、 十一の項の次に次のように加え 項」を 領とし、 「三十の項」 十二の項 三十 に改 か

十 二 政令」 2 この項にお (昭和五十年政令第二百六十七号。 第四項第 法第百二十五条第三項に 法第百二十五条第 文化財保護法 という。 į١ 号に掲げ て「法」という。 に基づく事務のうち、 (昭和二十五年法律第二百十四号。 項の規定による許可 \mathcal{O} に限る。 お 1 及び文化財保護法施行令 て準用する法第四十三条 以下この 次に掲げ 項にお (政令第五条 るも V て \mathcal{O} 以 下 三宅 本町 町 上牧 町 平 明 群 広陵町 町 町 日 Ш 町 香村 高取 西 王寺 町 斑鳩 田原 町

係るも 第四項の規定による命令又は許可の取消 \mathcal{O} に限る。 L (1の許可に 河合町 町 大淀町 吉野

3 係るもの る場合を含む。 法第百三十条 に限る。 (法第百七十二条第五項に の規定による報告の要求 お $\widehat{1}$ 11 の許可に 7 準用す

4 \mathcal{O} ため 法第百三十一条第一項の規定による実地調査及び調査 の必要な措置 $\widehat{1}_{\mathcal{O}}$ 許可に係るもの に限る。

別表第二中三十五の 項を三十八の 項とし、 三十四 の項を三十六の項と 同 項の次

に次のように加える。

三十七 例第二十六号。 奈良県文化財保護条例 以下この項において (昭和五十二年三月奈良県条 「条例」 という。 に 各市 町 村

基づ

く事務のうち、

次に掲げるも

 \mathcal{O}

条例第四十四条の規定による届出の受理

2 条例第四十五条第一項の規定による許可 0 申 請 の受理

3 条例第四十六条において準用する条例第七条の規定に

よる届出 [の受理

4 条例第四十六条にお 1 て準用する条例第十 一条の規定

による届出の受理

5 条例第四十六条におい て準用する条例第十九条第一 項

 \mathcal{O} 規定による届出の受理

ら三十四の 別表第二中三十三の項を三十五の項とし、 項までとし 人の 項の 次に次 \mathcal{O} ように加える。 九 \mathcal{O} 項から三十二の項までを十 の項か

九 変更等の び 護委員会規則第十号。 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状 文化財保護法 許可申請等に関する規則 (以下この 以下この項におい 頃に お 1 (昭和二十六年文化財保 て 法 て 「規則」 という。 という。 及 各市町村

に 基づく事務のうち、 次に掲げるも O

法第四十三条第一項の 規定による許可の申請 の受理及

び 許可 証 0 交付

2 法第九十二条第一 項 (法第九十三条第 項に お 11 7 進

用する場合を含む。 \mathcal{O} 規定による届出 の受理

3 法第九十二条第二項の 規定による指示及び命令 \mathcal{O} 通

4 法第九十三条第二項の規定による指示の通知

5 法第九十四条第一項の 規定による通知 の受理

6 法第九十四条第二項の 規定による通知

7 法第百十五条第二項の規定による届出の受理

8 法第百二十五条第一項の規定による許可 の申請 の受理

及び許可証の交付

9 法第百六十八条第一項及び第二項の 規定による同意の

申 請の受理及び同意の伝達

10 規則第三条第一項 (規則第五条第一 項に お 11 て準用 す

る場合を含む。 の規定による報告 \mathcal{O} 受理

法 とい **う**。 及 各市 町村

+

文

化財保護法

以下

この

項に

お VI て

の届出に関する規則 び特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の (昭和二十九年文化財保護委員会規則 復 旧

第九号。 以下この項において 「規則」 という。 に基づく

事務のうち、 次に掲げるもの

1 お いて準用する法第三十三条の規定による届出の受理 法第百十八条、 第百二十条及び第百七十二条第五項に

2 法第百二十七条第一項の規定による届出 「の受理

3 法第百三十六条の規定による届出の受理

4 規則第三条の規定による報告の受理

(奈良県手数料条例の 別表第三及び 部改正)

別表第四 |を削 る

6 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号) の一部を次のように改

別表第一の八十六の項の次に次のように加える。正する。

四六八の十	三六八の十	二六八の十
数 承認申請手	古式銃砲又 は刀剣類登 科 で付	料 録申請 手 数 数 数
会審査の審査の本認の申請に対す条の二第一項の規定に基づく刀会審査	の再交付 条第二項の規定に基づく登録証 銃砲刀剣類所持等取締法第十五	会審査会審査の審査の規定に基づく古式銃砲第一項の規定に基づく古式銃砲第十四条会審査
八 百 円	三千五百円	六千三百円
承認申請	請 再 交 付 申	の 登 録 申 請

(奈良県教育委員会手数料条例の一部改正)

7 奈良県教育委員会手数料条例 (平成十二年三月奈良県条例第四十四号) の一部を次

のように改正する。

別表の十四の項から十六の項までを削る。

(奈良県文化財保護審議会条例の一部改正)

8 奈良県文化財保護審議会条例 (昭和五十年十二月奈良県条例第八号) の一部を次の

ように改正する。

第一条中 「第百九十条」 を「第百九十条第二項」に改め、 「奈良県教育委員会 议

下「教育委員会」という。)に」を削る。

第二条中「教育委員会」 を 「知事」に、 \neg 及び」を「、 並びに」 に改める。

第三条第三項中 「学識経験」 を 「文化財に関して優れた識見」 に、 「教育委員会」

を「知事」に改める。

第八条中 「教育委員会事務局」 を 地域振興部」 に 改 8

(奈良県文化財保護条例の一部改正)

9 うに改正する 奈良県文化財保護条例 (昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号) の — 部を次の

る 第三条中 「奈良県教育委員会 (以 下 「教育委員会」 という。 \sqsubseteq を 知事」 に 改 8

項で」を「第二項において」に、 第五条第一項及び第四項中「教育委員会」を「知事」に改め、 第四条第一 項か ら第四項まで及び第六項中 「教育委員会」を「知事」に改める。 「教育委員会」を 「知事」 同条第五項中 に 改 \Diamond 第二

選任する」 団体その他の適当な者を」 条第二項中「特別の事情」を「当該県指定有形文化財の適切な管理 第六条第一項中「教育委員会規則及び教育委員会」を「規則及び知事」 「ときは、 に改め、 _ の下に「法第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援 同条第三項中 を加え、 「教育委員会」を「知事」 「責に」 を「責めに」 に、 に改める。 「を選任する」 このため 必要」 に改め を に改 同

第七条、 に改める。 第八条第一項から第三項まで及び第九条第一項中 「教育委員会」 を 知 事

「教育委員会」 第十一条の見出し中 を「知事」 「き損」 に改める。 を 「毀損」 に改め 同条中 「 き 損 を 「毀損

則の」を「規則で」 第十二条中 「教育委員会に」 に改める。 を「知事に」 に改 め 同条ただし書中 「教育委員会規

第十五条第二項中「教育委員会」を「知事」に改める。

同条第二項中 第十六条第一項中 「き損して」 「き損し」を「毀損し」に、 を「毀損して」に、 「教育委員会」 「教育委員会」 を「知事」 を 「知事」 に改める。 に 改め、

第十七条第二項中「教育委員会」を「知事」に改める。

0 第十八条第 を「規則 現状 項中 に改 変更」 め、 「教育委員会」 同条第三項及び第四項 に改 8 を 「知事」 中 に改め、 「教育委員会」 同条第二項中 を 「知事」 「教育委員会規 現

第十九条第一 項中 「教育委員会に」 を 「知事に」 に改め、 同項ただし 書中 「教育委

員会規則の 項の \mathcal{O} を「規則で」 下に 「規定による」 に改め、 を加える。 同条第二項中 「教育委員会」 を 知 事 に改め、

だし書中 育委員会」を 「知事」 第二十条第 に改め、 「責に」を「責めに」 「知事」 一項及び第二 同条第六項中 に、 項中 「責」を「責め」 に、 「き損したとき」 「教育委員会」を 「き損した」 に改め、 を を「毀損 「知事」 「毀損 同条第五 に した」 したとき」 改 項中 め に改める。 同 「教育委員会」 に改め 条第四 項 同 中 教

第二十二条中「教育委員会」を「知事」に改める。

を「毀損して」に改め、 「あらためて」を「改めて」に改める。 第二十三条第一項中 同項第一号中 「現状の変更」を「現状変更」 「教育委員会」を「知事」 同項第三号中「き損し」 に改め、 に、 を「毀損 $\overline{}$ に Ľ 同項第二号中 に改め、 を い ず れ 「き損し 項第四号中 カュ に に改 て

第二十四条第一項中 「教育委員会」を 「知事」 に改める。

める。 第一項」 第二十五条第一 に改め、 項中 同条第二項から第五項までの規定中 「教育委員会」を 「知事」 に、 「教育委員会」 「第七十一条」 を を 「知事」 「第七十 に改

同 条第七 第二十六条第一 項中「すべ 項、 て 第二項、 を「全て」に、 第四 項及 び第六項中 「教育委員会」 「教育委員会」 を 「知事」 を「知 に改 がる。 事 改 8

に改める。 第二十七条中 「教育委員会規則の」を 「規則で」 に、 「教育委員会に」 を 知 事

当と認められる者 第二十八条第一 項中 (以下この章におい 「教育委員会」を て 「知事」 「保持者等」 に、 という。 「を適当と認める者」 _ に改める。 を が 適

第二十九条第一項中 「教育委員会」 を 「知事」 に改める。

存に当たることを適当と認める者」を「知事は、 第三十条中「教育委員会は、 県指定無形文化財 保持者等」 の保持者又は保持 に 改める。 団体 その他その

委員会」 第三十一条第一項及び第四項並びに第三十二条第一項、 を 「知事」 に改める。 第四項及び第七項中 「教育

委員会規則」 第三十三条第一項中 \mathcal{O} 下に を 「規則 「規定に 「教育委員会に」 よる」 に改め、 を 加える。 同条第二項中 を 「知事に」 「教育委員会」 に改 め を 同 項ただし 「知事」 書中 に改 8 「教育

第三十五条第 項中 「教育委員会」 を 「知事」 に、 「を適当と認め る者」 を 「が 適

当と認められる者 (以下この章におい て 「保存者」とい う。 に改める。

第三十六条第一項中 「教育委員会」 を 「知事」 に改め る。

認める者」を「知事は、 第三十七 条中 「教育委員会は、 保存者」 県指定無形民俗文化財 に改める。 の保存に当たることを適当と

化財保存活用支援団体その のため必要」 第三十八条第一項及び第三十九条第一項中 第四十条第二項中 に改め、 「特別の事情」 「ときは、 他の」を加え、 _ の 下 に を「当該県指定史跡名勝天然記念物 「法第百九十二条の二第一項に規定する文 「責に」を 「教育委員会」 「責めに」に改める を 知 事 \mathcal{O} 改 適切な管理 \Diamond

第四十一条第一項、 第四十二条第一項及び第四十四条中 「教育委員会」を 知 事

に改める。

削 第四十五条第一 を「規則」 項中 に改め、 「教育委員会」を 同条第四項中 「知事」 「第三項で」 に改め、 を 「前項におい 同条第二項 7 中 「教育委員会 に改める。

第四十七条第一 項及び第二項中 「教育委員会」 を「知事」 に改める。

す べて」を「全て」 第四十八条第一 項及び第二項中 に、 「教育委員会」 「教育委員会」 を「知事」 を に改める。 「知事」 に改め、 同条第六項 中

と認められる者 第五 十条第一 項中 (以下この章において 「教育委員会」 を 「知事」に、 「保持者等」 という。 「を適当と認める者」 に 改め を が 適当

存に当たることを適当と認める者」 第五 一条中 「教育委員会は、 県選定保存技術の を 「知事は、 保持者等」 保持者又は保存団体そ に改める。 $\bar{\mathcal{O}}$ 他そ \mathcal{O}

第五十二条中 「教育委員会規則」 を「規則」 に改める。

第五十三条中 「き棄し」 を 「毀棄し」 に改め

第五十四条中 「き損し」を 「毀損し」 に改め る。

第五十五条中 「教育委員会」 を「知事」に、 「現状の変更」 を 「現状変更」 に 改め

る。

(奈良県立 橿原考古学研究所条例 \mathcal{O} 部改正

10 奈良県立 橿原考古学研究所条例 (昭和五十五年三月奈良県条例第二十三号) \mathcal{O} 部

を次のように改正する

第八条中 「考古学研究所及び を削 る。

(奈良県立 飛鳥京跡苑池 条例 \mathcal{O} 部改 É

11 奈良県立 飛鳥京跡苑池条例 (平成二十八年三月奈良県条例第七十六号) \mathcal{O} 部を次

のように改正する。

第三条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。